

【マレーシア】自営タクシー運転手に対する社会保障強制加入

海外立法情報課 合地 幸子

* 2017年6月1日、自営業社会保障法が施行された。同法は、自営業者のうち、まず自営タクシー運転手から社会保障制度を導入するものである。この制度の導入には、新規参入のタクシー配車アプリサービスの法規制を行う狙いもある。

1 概要

2017年6月1日、自営業社会保障法（注1）が施行された。同法は、マレーシアで初めて、自営業者を対象に社会保障制度への強制加入を規定するものである。

自営業者のうち、まず、自営タクシー運転手に社会保障制度への加入を義務付け、その後段階的に、農業、漁業、商業、芸術家等の自営業者へ対象を拡大する想定である。なお、自営タクシー運転手には、携帯電話等のアプリケーションを用いた配車サービス（以下「配車アプリサービス」）（注2）に従事する運転手が含まれる。

2 制度の内容

マレーシアの社会保障制度には、公務部門を対象とした年金制度、民間部門を対象とした強制貯蓄制度である「雇用者積立基金」（Employees Provident Fund: EPF）、人的資源省の運営する社会保障機関（Social Security Organization: SOCSO）（注3）による労働災害補償制度、低所得者層を対象とした生活保護プログラムがある。これまで自営業者、家事手伝い及び外国人労働者は、EPFへ任意加入できるのみであった。

自営業社会保障法の制定により、自営業者（当面はタクシー運転手のみ）はSOCSOが運営する労働災害補償制度への加入が義務付けられる。加入者の保険料は標準月収の1.25%とされ、13.1リンギット（注4）から49.4リンギットの範囲の30等級で定められる（同法別表2による）。政府は60万リンギットの特別補助金を労働災害補償制度運営のためSOCSOに拠出する。

制度の内容は、職業上の疾病及び事故による障害に対する一時的給付及び恒久的給付である（第5部第16条、第17条、第18条等）。医療給付は、治療、介護、リハビリ施設への通院のほか、義肢製作費も対象となる（同第24条）。

加入者が就業中に死亡した場合は、遺族は遺族給付を受けることができる。遺族に2人以上の寡婦がいる場合、給付金は平等に分割して支給される。給付を受ける遺族が高等教育機関で教育を受けている子供の場合は、大学に限り修了するまで又は結婚するまで遺族給付を受けることができる。被保険者に配偶者や子供がいない場合は、両親、兄弟姉妹及び祖父母に遺族給付が支給される（同第19条）。

また、葬儀費用（同第20条）、教育ローンの利用も可能となる（同第25条）。ただし、教育ローンの返済が滞った場合は子供の債務となり、将来、その子供が自営業者になった場合には、SOCSOの給付額から回収される（同第26条）。その他、加入者の死亡時に未払

であった給付金は遺族に支払われる（同第 35 条）。

なお、SOCISO への登録及び保険料の支払手続はオンラインで行われ、法施行から 7 か月間（2017 年の年末まで）を猶予期間としている。

3 配車アプリサービスの法規制

近年マレーシアでは、既存のタクシー会社に加え、配車アプリサービスが新規参入し、タクシー業界の競争が激化している。乗客の奪い合い等の運転手同士のトラブルも頻発し、社会問題となっている。政府は配車アプリサービスに法規制を行うため、2016 年 10 月に関係の法改正を行った。まず、陸上公共交通法（注 5）の改正によって、配車アプリサービスに使用する車両を商用車に分類した。併せて、商用車登録法（注 6）を改正し、運転手に、陸上公共交通委員会（Land Public Transport Commission）又は商用車登録委員会（Commercial Vehicle Licensing Board）発行の商用車免許（intermediation business licence）の取得を義務付けた（注 7）。商用車免許の有効期間は 1 年のみで、更新時には技術教習及び車両検査も課される。また、威嚇や暴行を行った場合は、最高 1000 万リンギットの罰金若しくは 3 か月の懲役、又はその両方が科され、商用車免許は剥奪される。

自営業社会保障法に基づき、自営タクシー運転手が労働災害補償制度に加入する際にも、商用車免許取得が条件となっている。政府が新制度開始に当たってまず自営タクシー業者を対象としたのは、社会保障のみならず、配車サービスの法規制を目的としたものとされる（注 8）。

注（インターネット情報は 2017 年 7 月 13 日現在である。）

- (1) “Self-Employment Social Security Act 2017” (Act 789). <http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI_20170601_WJW008637BI.pdf>
- (2) マレーシアでは、米国資本のウーバー（Uber）及びシンガポール資本のGrabの2社が配車アプリサービス大手である。配車アプリサービスの運転手に関する公式統計はないが、約 3 万人と推定されている。“Malaysia to require Uber, Grab drivers to apply for Drivers’ Card,” *Malaysia Today News*, 2017.7.10. <<http://www.todayonline.com/world/asia/malaysia-require-uber-grab-drivers-apply-drivers-card>>
- (3) SOCISO は、1969 年被用者社会保障法 (Act 4) <http://myhos.mohr.gov.my/eAkta/akta_sosial/Akta_keselamatan_sosial_1969.pdf> に基づき創設された。
- (4) 1 リンギットは約 27 円（平成 29 年 7 月分報告省令レート）。
- (5) “Land Public Transport Act 2010” (Act 715). <<http://www.spad.gov.my/sites/default/files/pad-act2010.pdf>>
- (6) “Commercial Vehicles Licensing Board Act 1987” (Act 334). <http://www.commonlii.org/my/legis/consol_act/cvlba1987296/>
- (7) “Commercial Vehicles Licensing Board (Amendment) Act 2010” (Act A1376). <<http://www.spad.gov.my/sites/default/files/function-menu/files/alkp%20pindaan%202010.pdf>>
- (8) “Bills to legalise Grab, Uber tabled in Malaysian Parliament,” *Malaysia Today News*, 2017.4.4. <<http://www.todayonline.com/world/asia/uber-grab-rides-could-be-legalised-soon-malaysia>>。また、首相府の Nancy Shukri 大臣は、配車アプリサービス制度化について、「配車アプリサービスは、従来のタクシーサービスと競合するのではなくバランスをとるべきである」と述べている。“Laws regulating Uber, Grab to be tabled only next year,” *Malaysia Today News*, 2016.10.17. <<http://www.freemalaysiatoday.com/category/nation/2016/10/17/laws-regulating-uber-grab-to-be-tabled-only-next-year/>>

参考文献

- ・厚生労働省『2016 年海外情勢報告』, 2017, pp.343-378. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/17/dl/t5-04.pdf>>
- ・菅谷広宣「ASEAN4 における社会保障の背景--経済・社会情勢を中心に」『岐阜経済大学論集』No.43, 2009, pp.65-86.